

◎子育て・教育

赤ちゃん・子ども

出生に関する届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

8ページをご覧ください。

妊娠・出産・育児に関する支援

▶保健福祉課保健係 ☎IP53-3155

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるように次の事業を実施しています。

事業名	対象者および内容
母子健康手帳の交付	◆町内在住者で妊娠した方 ◇病院から交付される「妊娠届出書」を、保健センターに提出していただき、母子健康手帳を交付します ※交付時に簡単なアンケートを記載していただき、お身体や妊娠中の生活についてお伺いしますのでお時間に余裕を持ってお越しください
妊産婦健康診査受診料助成	◆町内在住の妊婦 ◇安全なお産ができるよう妊婦健康診査14回、超音波検査8回、産婦健康診査2回、新生児聴覚検査の費用を助成します。交付には母子健康手帳が必要となりますので、ご持参ください
妊産婦健診交通費助成	◆町内在住の妊婦 ◇妊産婦健康診査および出産のための通院交通費を助成します。出産後6カ月以内に保健センターへ申請してください
プレママクラブ	◆町内在住の妊婦 ◇妊娠、出産、育児について妊婦さん同士でお話ししながら交流したり、講師を呼んでスキンケア教室を行います
すくすくコール	◆産後2週間ほど経過した母親（希望者） ◇産後、お母さんや赤ちゃんの体調等に心配や不安がある方に、保健師が電話で健康相談を行います。
赤ちゃん訪問・来所・電話相談	◆生後1カ月頃の赤ちゃんとお母さん ◇家庭訪問、保健センター来所、電話などで育児や健康に関する助言や相談を行います
どさんこ子育て特典カード配付	◆妊婦、小学生以下の子どもがいる世帯 ◇道内の協賛店を利用する際に、カードを掲示すると各種サービスを受けられます。妊娠された方、子どもがいる方には保健センターからカードを配付します
先天性股関節脱臼検査助成	◆生後3カ月以上の赤ちゃん ◇月形町立病院整形外科外来において、脱臼に関する診察とレントゲン検査を行います。費用は無料です
乳幼児健診	◆乳児（4カ月、7カ月、10カ月、12カ月）・1歳6カ月・3歳児健診、2歳児健康相談（2歳6カ月歯科検診） ◇診察・身体計測・歯科検診・フッ素塗布・栄養相談・育児相談を行います。母子健康手帳と事前に郵送する問診票をご持参ください

事業名	対象者および内容
子育てサロンまんまるひろば	<p>◆0～2歳までのお子さんと保護者 ◇リトミックやベビーマッサージなどを行います。母親や子ども同士の交流の場としてご活用ください。</p>
不妊治療費等助成	<p>◆妊娠を希望する夫婦 ◇医師が必要と認めた不妊治療にかかる費用の自己負担分と、通院のための交通費が助成の対象となります。</p>
不育症治療費等助成	<p>◆妊娠を希望する夫婦 妊娠をしてもお腹の赤ちゃんが出産まで育つことが難しく、流産等を繰り返す不育症等に悩むご夫婦に対し、検査や治療に係る費用と通院のための交通費を助成します。 北海道不育症治療費助成事業（道事業）の承認を受けた夫婦が対象となりますので、道事業の承認を受けた後に町への申請を行ってください。</p>
のびのび訪問事業	<p>◆月形町認定こども園「花の里こども園」に通うお子さんと保護者 ◇保健師と臨床心理士が定期的にこども園へ出向き、子どもたちの普段のようすを確認します。保護者が生活のようすで気になることがあるときには随時対応します。</p>
産婦人科・小児科オンライン相談	<p>◆妊婦さんと15歳以下のお子さんのいる保護者 ◇安心して妊娠、出産、子育てができるよう、産婦人科医・助産師・小児科医に何度でも無料で相談できます。 毎日24時間、質問を受付ける「いつでも相談」、平日の18時～22時に動画通話等で相談できる「夜間相談」、日中に助産師とメッセージの相談ができる「日中助産師相談」など、手軽に悩みや不安についてご相談いただけます。</p>
産後ケア事業	<p>◆出産から1年未満のお母さんで、産後の体調不良、授乳や育児のことで気になることがある方 ◇助産師が自宅に来てくれる「訪問型」と、助産所へ行きゆっくり休むことができる「通所型」があります。 お母さんのからだやこころのケア、授乳や寝かしつけなどの育児のアドバイス、お母さんに休息時間の提供などのサポートが受けられます。</p>
歯科健診助成事業	<p>◆町内在住の妊婦 ◇虫歯や歯周病は早産のリスクを高める可能性があるため、歯の状態のチェックを無料で行います。歯の汚れや歯ぐきの状態に合わせて、歯磨きや生活習慣のアドバイスを行います。</p>

《月形町花の里こども園の概要》

- (1) 類型 保育所型認定こども園
- (2) 定員 80名
 - 1号認定（3～5歳児の教育）19名
 - 2号認定（3～5歳児の保育）31名
 - 3号認定（0～2歳の保育）0歳児6名 1～2歳児 24名
- (3) 休園日 12月31日～1月5日、日曜日、国民の祝日
 - 1号認定のみ土曜日

《利用時間等》

利用時間は、保育の必要性の認定を受ける際に決定される「保育の必要量」により次のように異なります。

認定区分	保育の必要量	教育・保育時間	
1号認定	教育標準時間認定	月曜日～ 金曜日	午前9時～午後1時30分
2号認定	保育短時間認定	月曜日～ 土曜日	午前7時30分～午後3時30分 午前9時30分～午後5時30分
	保育標準時間認定		午前7時30分～午後6時30分
3号認定	保育短時間認定		午前7時30分～午後3時30分 午前9時30分～午後5時30分
	保育標準時間認定		午前7時30分～午後6時30分

《利用者負担金（保育料）及び給食費》

町内に住民登録があり、認定こども園に通園している全てのお子さんについて、保育料・給食費を全額無償としています。ただし、一時的保育事業・預かり保育事業・時間型延長保育サービス事業に係る保育料・給食費は別途かかります。

《申込に必要な書類》

- (1) 1号認定（教育）による入所申込の場合
 - ・認定こども園入所申込書
 - ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
 - ・保護者のマイナンバーがわかるもの
- (2) 2号認定・3号認定（保育）による入所申込の場合

上記(1)の必要書類に加え、保育による入所希望者は、次の区分により、保育の必要性がわかる書類（保護者・配偶者それぞれ1部）の提出が必要になります。

保育を必要とする理由	保育の必要性が分かる書類
1月48時間以上仕事をしている場合	雇用証明書または就労申立書
出産をする場合	母子手帳または出生届
病気、負傷、心身障害などの場合	診断書または障がい者手帳の写し
同居親族が病気のため、常時介護が必要な場合	介護保険被保険者証の写しなど
求職活動をする場合	求職登録証ハローワークカードの写しなど
学校、専修学校、職業訓練校などへ在学する場合	在学証明証の写しなど

《特別保育事業》

花の里こども園では、次に掲げる特別保育を実施しています。なお、利用の際には申請が必要となります。

(1) 一時的保育事業

次に掲げる区分により、一時的に保育サービスを利用することが可能です。

・事業内容

事業の区分		保育の期間
非定形的保育	就労、職業訓練、通院、就学などにより、断続的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	週2日または月10日以内
緊急保育	傷病、災害、事故、出産、看護、介護および冠婚葬祭などにより緊急または一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	1カ月以内
私的理由保育	育児などに伴う心理的もしくは肉体的負担を軽減または解消するため、一時的に保育を必要とする児童に対する保育	週2日または月10日以内

・利用料金

区分	利用時間	利用料	利用時間	利用料
乳児（0歳児）	午前7時30分～午後1時	1,250円	午後1時～午後6時30分	1,250円
1、2歳児		1,000円		1,000円
3歳児		700円		700円
4、5歳児		600円		600円

(2) 預かり保育事業

保護者の事情により、1号認定で花の里こども園を利用している子どもを最長で午後6時30分まで預かります。

・利用料金

利用時間	利用料
午後2時30分～午後6時30分	1時間当たり100円

(3) 時間延長型保育サービス事業

保護者の就労形態、その他の事情により2号認定・3号認定でこども園を利用している子どもを最長で午後7時30分まで保育時間を延長することができます。

・利用料金

区分	延長時間	利用料
保育標準時間認定	午後6時30分～午後7時30分	100円
保育短時間認定	午前7時30分～午後6時30分の間に設定時間を越えた場合	100円
	午後6時30分～午後7時30分	100円

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う子育て支援センターを花の里こども園に併設しています。

《一般開放・育児相談日》

・平日 10時00分から16時00分まで

《各種事業》

子育て支援センターでは、以下の事業を毎月行っています。

事業の日程については、毎月IP告知端末機で周知しますのでご確認をお願いします。

○しろくまちゃんあそびの広場

満1歳6か月以上から就学前のお子さんを対象に月2回程度子育て講座を実施しています。

○こぐまちゃんあそびの広場

1歳6か月未満までのお子さんを対象に月1回子育て講座を実施しています。

○たのしい☆えいご

満2歳以上から就学前児童を対象に月1回英語の歌を歌ったり、英語を使用したゲームをして遊びます。

○おやこDEキッチン

満1歳6か月以上から就学前のお子さんとその保護者を対象に親子で料理し美味しくいただきます。

○お母さんのおしゃべりカフェ

日頃の忙しい子育てから少しだけ離れ、日々の情報を交換をしたり、子育ての悩みを共有します。おしゃべりカフェの間は、保育士がお子さんをお預かりします。

○子育て広場（子育て講演会）

講師の方をお呼びし、年に1回、子育てにおける有意義な学びの機会を設けています。

○お父さんの子育て会議

子育て中のお父さん同士で子育ての悩みや体験について共有します。

学童保育所の利用

保護者の就労、病気などにより、家庭で保育ができない児童を放課後に保育します。

ご家庭の都合に応じて、短期的に利用することもできます。

《対象》

月形町内在住で、保護者が昼間に保育できない家庭の小学生

《開所時間》

平日：正午～午後6時30分／土曜日：午前7時30分～午後6時30分

※長期休業中は平日・土曜日問わず午前7時30分～午後6時30分の開所となります。また、日曜・祝日・その他休校日は閉所となります

利用区分	負担額	必要なもの	備考
入所	保育料 月額3,600円 運営費 月額1,200円		・継続して利用される場合 ・年度途中での入退所も可能
一時的利用	保育料 日額360円 運営費 日額100円	・利用申込書 ・保育できない理由を証明する書類 (雇用証明書、病気の診断書など)	・突発的、緊急的な事情により、短期的に利用する場合 ・1カ月につき10日までの利用が可能 ※就労による場合、1カ月につき5日までとなります

《就学時健康診断》

翌年4月に小学校入学予定のお子さんを対象に就学時健康診断を行います。対象者へは、10月上旬までに案内を送付します。

《入学指定通知書の送付》

翌年4月に小・中学校に入学するお子さんのいる世帯へ、1月下旬に入学通知書を送付します。

《就学援助》

町内の小・中学校へのお子さんの就学にあたり、収入が一定の基準以下で経済的にお困りのご家庭に学用品・給食費などを援助します。

《スクールバス》

町内を北便、南地区(A)便、南地区(B)便の3台のバスが走っています。小・中学校の子どもたちの登校・下校にお使いいただけます。また、町民も利用することができます。

《転出するとき》

月形小・中学校で在学証明書などの交付を受け、住民課戸籍保険係で転出手続きを行った後、転出先の市町村で手続きをしてください。

月形高校に進学希望の方へ

《月形高校の助成について》

月形中学校から月形高校へ入学する生徒に一人20万円を助成しています。また、月形高校に在学している生徒で公共交通機関利用者および通学距離が片道6km以上の生徒へ通学費助成、部活動や各種試験の助成なども行っています。※詳細は97ページをご覧ください。

町外の高等学校に進学希望の方へ

《検定試験の助成について》

町外の高等学校に在籍する生徒が、下表に掲げる各種検定試験等を受験した場合に、その保護者に対して受験費用の2分の1以内を助成します。

【対象となる検定試験等】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(表計算)	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(データベース)	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会

区分	級	実施機関
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
珠算・電卓実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人日本数学検定協会
その他		町長が特に必要と認める試験も助成対象とします

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの児童を養育している方に支給されています。また、児童が施設に入所している場合や里親に対しても支給しています。

《支給対象者》

中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方
 ※支給対象者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます

《支給月額》児童1人当たりの月額

区分	支給額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます

※児童を養育している方の所得が下表の①以上②未満の方は、特例給付として児童1人につき月額一律5,000円となります。

※令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下表②以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。

児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238

《支給時期》

月形町からの児童手当の支給時期については、原則として次のとおりです。なお、転出などがある場合は、当該月分までの額を随時支払として給付します。

支給日	手当支給月
2月5日	10月～1月の分
6月5日	2月～5月の分
10月5日	6月～9月の分

《必要書類》

- (1) 健康保険被保険証（会社員などの場合）
- (2) 受給者・配偶者のマイナンバーがわかるもの
- (3) 前住所地の児童手当所得証明書

※ 1月1日に月形町に住民票がなくマイナンバーの提示がない場合のみ必要になります

児童扶養手当

▶保健福祉課地域福祉係 ☎IP53-3155

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

《支給対象者》

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）について、父（母）がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 母（父）が死亡した子ども
- ・ 母（父）が一定程度の重度の障がいの状態にある子ども
- ・ 母（父）の生死が明らかでない子ども
- ・ その他（母（父）が1年以上遺棄している子ども、母（父）が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

《所得制限》

手当を受ける方の前年の所得が一定額以上ある場合は、当該年度（8月から翌年7月まで）について、手当の全部または一部が支給停止されます。また、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による制限もあります。

《支給額》

児童数、所得額に応じて支給額が決定されます。

手当は、法律に基づき支給されます。また、物価の変動により支給額が変更となることがあります。

区分	第1子	第2子	第3子以降
全額支給	44,140円	10,420円を加算	1人につき 6,250円ずつ加算
一部支給	10,410円～44,130円	5,210円～10,410円を加算	1人につき 3,130円～6,240円ずつ加算

《その他》

毎年8月に現況届の提出を求めています。

現況届は、受給資格が継続するかを確認するもので、提出がない場合は手当が支給されなくなります。

また、2年を経過すると受給資格が失われますので必ず提出をお願いします。

遺児手当

▶保健福祉課地域福祉係 ☎IP53-3155

災害や交通事故、病気などにより生計の中心になる方を失った児童・生徒を扶養している方に手当を支給しています。(所得制限あり)

《支給対象者》

災害、交通事故並びに疾病等により生計の中心となる者を失った高校生の年齢に相当するまでのお子さんを扶養しており、月形町内に住所を有している方

《支給月額》

児童・生徒 1人あたり 10,000円

《支給月》

月形町から遺児手当の支給時期については、原則として次のとおりです。

支給月	支給される手当
7月	4月～7月の分
11月	8月～11月の分
3月	12月～3月の分

ひとり親家族等医療費助成事業

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

《対象者》

ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満（18歳以上は親に扶養されていることが条件）のお子さんと、そのお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さん・お父さんが対象となります。

※次の方は対象外になります

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等に入所し、医療の給付を受けている方
- ・子を里親に委ねている方
- ・重度心身障がい者医療費の助成を受けている方
- ・生計を維持している方の所得が一定基準を超える世帯

《手続きに必要なもの》

- ・健康保険証 ・ひとり親家庭等であることを証明するもの（戸籍謄本など）
- ・印鑑 ・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）
- ・在学証明書（18歳以上で大学等に進学された方のみ）

《助成内容》

お子さんの年齢や世帯の町民税の課税状況などにより、次のとおり助成されます。

区分	入院	通院	受給者証の表示
3歳未満	初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔整270円）を除く自己負担額を助成	助成対象外	親初
課税世帯	【月額上限】入院57,600円 通院18,000円	助成対象外	親課

① 《対象者》

町内に在住する0歳児から高校を卒業するまでの児童、生徒

※ 生活保護を受けている方（世帯）・児童福祉施設などに入所し、医療の給付を受けている方は対象外となります。

② 《手続きに必要なもの》

認定を受けるには、次のものを持参の上、申請してください。

- ・ お子さんの健康保険証
 - ・ 所得課税証明書（転入された方は、前にお住まいの市区町村で発行されたものを用意）
- 認定された場合は、受給者証を交付します。

③ 《助成内容》

健康保険加入者が支払う医療費を助成

※ 入院時の食事代や予防接種などの保険適用外の医療費は対象外となります。

《助成金額》

通院および入院にかかる医療費を全額助成

④ 《助成方法》

・ 医療機関を受診する時は、保険証等に受給者証を添えて提示することによりその場で助成が受けられます。なお、受給者証を使用出来るのは道内の医療機関に限られます。

・ 受給者証を提示せず受診した場合は、次のものを持参の上、申請してください。

後日、町から払い戻しをいたします。

- ① 領収書原本
- ② 保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ③ 受給者証

① 《対象者》

町内に在住する0歳児から中学校を卒業するまでの児童・生徒のうち、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方

② 《申請方法》

次のものを持参の上、申請してください。

- ・ 領収書（領収書がない場合は診療明細書など）
- ・ 保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）

※申請の期限は受診した日から2年以内です。

③ 《助成内容》

町外の医療機関（歯科・調剤薬局を除く）を受診した場合にかかる交通費の一部を助成

※ 入院や予防接種などの保険適用外の医療を受診した場合は対象外となります。

《助成金額》

1日の受診につき、1,000円を助成